



最大
10万円

飲食店
食事提供する際の食器類
花瓶や壺などの店舗装飾品
その他（灰皿等）

事務所（ホテル等）等
来客用茶器、
花瓶や壺など事務所装飾品
その他（灰皿等）



町の地場産品である『大堀相馬焼』を広くPRするため、 店舗等で利用する食器などの購入費用を補助します

店舗や事務所などで、伝統的工芸品「大堀相馬焼」を積極的に活用し、来客者等に地場産品の良さをPRしていただける事業者の皆さまに、その購入経費について1事業者最大10万円を補助します。

補助対象者

町内又は避難先で事業等を再開している事業者
（町税の滞納がなく、浪江町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと）

補助対象経費及び補助額

下記を満たす場合に、購入額の3分の2（上限：10万円）を補助します。
（10万円に満たない場合は、1,000円未満切捨て）

国指定伝統的工芸品「大堀相馬焼」（1点5万円以下かつ購入費の総額が5万円以上）を、
大堀相馬焼協同組合または浪江町内で大堀相馬焼を製造する窯元から購入する場合
（浪江町外で製造する窯元から直接購入した場合は対象となりません）

（例）飲食店を経営している事業者が、
大堀相馬焼139,700円分をお客様への料理提供用の食器として購入した場合

小皿 @1,100×20枚=22,000円
ぐい呑 @1,100×25個=27,500円
湯呑 @2,200×15個=33,000円
花瓶 @14,300×4個=57,200円
計 139,700円

$$139,700 \times 2/3 = 93133.333...円$$

≒ 93,000円

補助対象経費

補助金額

申請受付期間及び提出書類

▶申請書の受付期間 令和8年2月27日（金）まで 平日午前9時～午後5時
窓口への持参または郵送でご提出ください。

交付申請時

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ・見積書の写し
- ・町税に滞納がない証明書

※浪江町HPからダウンロードできます



PR活動依頼

この補助事業は、町を代表する地場産品である「大堀相馬焼」を積極的に活用していただくことで、その良さを来店者等へ知っていただく機会を増やすことを目的としております。

当補助金の交付を受けた場合は、積極的に『大堀相馬焼』をご利用いただくなど、その良さをPRする活動を行っていただくようお願いいたします。

注意事項

- ▶ 1事業者につき、年度内1回のみ申請が可能です。
- ▶ 令和7年4月1日以降に申請し、令和7年度中に支出した経費のみが対象です。
- ▶ 補助対象経費と明確に区別できないような経費は、補助対象となりません。
- ▶ 町の承認を得ないで処分・転売、目的外使用した場合には補助金の返還をいただく場合があります。

<問合せ先>

浪江町役場 産業振興課 商工労働係

電話 0240-34-0247（8：30～17：00）

メール：namie15010@town.namie.lg.jp